

全国高校生伝統文化フェスティバルロゴマーク使用の手引き

平成28年7月19日

全国高校生伝統文化フェスティバルロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について、
使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

1. ロゴマークの使用について

(1) 以下の者は、普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、ロゴマークを使用することができる。

- ①全国高校生伝統文化フェスティバル（以下「伝フェス」という。）の共催者、特別後援者、後援者
- ②新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関（報道目的に限る）
- ③伝フェス関係高等学校

(2) (1) 以外の者で、ロゴマークの使用を希望する者は、「全国高校生伝統文化フェスティバル ロゴマーク使用申請書（別記第1号様式）」（以下「使用申請書」という。）を京都府文化スポーツ部文化交流事業課（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

(3) (2) に定める使用申請書の提出があった場合、管理者は、ロゴマークの使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- ①特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- ②法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- ③不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- ④特定の個人又は団体の売名に利用されるような使用となる場合
- ⑤商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- ⑥ロゴマーク及び伝フェスのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑦その他、管理者が不適切と判断する場合

(4) (3) に規定する承認は、「ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第2号様式）」により申請者に通知する。

2. ロゴマークの使用方法

(1) ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、別添の「全国高校生伝統文化フェスティバルロゴマークの使用マニュアル」に従い、使用するものとする。

(2) 使用に当たり、事故苦情等が発生した場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、管理者は一切の責任を負わない。

3. 承認内容の変更

- (1) 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマークの使用承認変更申請書（別記第3号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) (1)に規定する承認は、「ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第2号様式）」により申請者に通知する。

4. 承認の取消し

- (1) 管理者は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。
- (2) (1)の承認の取消しは、「ロゴマーク使用承認取消通知書（別記第4号様式）」により、申請者に通知する。
- (3) (1)(2)の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用、配布、掲示等をしてはならない。

5. 責任の制限

- (1) 4の規定により、ロゴマークの使用承認を取消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。
- (2) ロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

6. 完成品の提出

使用者は、承認に係る物品等の完成品（完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を当該物品等の完成後、速やかに管理者に提出しなければならない。

7. ロゴマークの使用期間について

- (1) ロゴマークの使用期間は、使用開始日の属する年度の末日までとし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。
- (2) 前項の使用期間終了後、引き続き使用を希望する者は、再度使用申請書の提出を要する。

8. 使用料

ロゴマークは無料で使用することができる。

9. 使用の手引き改訂について

使用の手引きは、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。使用の手引きの改訂により、使用者に不利益が生じたとしても、管理者は一切の責任を負わない。